

質問回答書

売払い物件の名称： 渡川発電所ほか4か所FIT特定卸供給			
No.	回答日	質問内容	回答
1	8/13	※入札説明書 9 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 について ①「第88条 令第12条の14の規定による入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とする」と記載がありましたが、本件でいう入札金額とは、固定プレミアム料金単価 x 予定売電量 (2ヵ年分=86,644,000kWh) の金額の100分の5以上という認識でよろしいでしょうか。 ②入札保証金については免除対象はなしでしょうか。 ③入札保証金のお支払い期日はございますでしょうか。	①入札金額とは、入札者が入札書に記載した金額に100分の110を乗じて得た金額です。 ②本入札に係る入札保証金は、企業局会計規程第88条第2項第2号の免除規定に該当します。なお、免除に当たって、提出書類はありません。 ③入札保証金は、入札者が落札者となった場合に、契約締結の義務の履行の担保として納付させるものであることから、開札日までに納付する必要があります。
2	8/20	【入札保証金について】 入札参加資格者名簿に登録があれば契約金額100分の5の入札保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。免除にならない場合、納付が必要かどうかの判断のご連絡はいただけるのか、納付期限等について教えてください。 納付までに契約金額について確定が難しい可能性がございます。その場合は仮の金額での算出でよろしいでしょうか。	質問1に対する回答のとおりです。
3	8/20	【運転開始日について】 RE100 に該当する発電所か確認したいため、各発電所の運転開始日を教えてください。	各発電所の運転開始日は次のとおりです。 1 渡川発電所 昭和30年4月20日 ※FITリブレース実施 FIT運転開始日：令和5年11月1日 2 酒谷発電所 平成28年10月1日 3 祝子第二発電所 平成24年4月1日 ※RPSからFITへ移行 FIT運転開始日：平成24年12月1日 4 綾第二発電所太陽光発電設備 平成26年3月15日 5 工業用水道施設浄水場太陽光発電設備 平成26年3月4日

質問回答書

売払い物件の名称： 渡川発電所ほか4か所FIT特定卸供給			
No.	回答日	質問内容	回答
4	8/20	【発電側課金について】 支払い対象外発電所という認識でよろしいでしょうか。（2024年3月までにFIT認定を取得していますか。） 対象施設の場合発電所側でご負担いただけますでしょうか。	御認識のとおり、支払い対象外発電所です。
5	8/20	【入札書について】 封筒の封印について指定がありましたら教えてください。また、郵送方法について簡易書留の使用も可能でしょうか。	封筒の封印については、指定はありません。 郵送方法は、配達記録ができるものであれば問題ありません。
6	8/20	【設備工事について】 契約期間内に設備工事の予定はありますでしょうか。ある場合、契約書案第26条に「この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担となります。」と記載がありますが、小売電気事業者負担になりますか。	契約期間内に契約書案第26条に該当する設備工事の予定はありません。
7	8/20	【通知書類の押印について（契約後）】 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について 電子印の会社印（角印）を使用してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
8	8/20	【発電計画について（水力発電）】 発電計画は週間（kWhの30分値）、月間（週ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）、年間（月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）でご提出いただけますでしょうか。	仕様書7に記載のとおり、発電計画の通知方法や運転パターンの変更等については、企業局及び契約者との協議により定めることとしており、原則として企業局と契約者とで交わす運用申合書で定めます。

質問回答書

売払い物件の名称： 渡川発電所ほか4か所FIT特定卸供給			
No.	回答日	質問内容	回答
9	8/20	【承諾書について】 弊社から一般送配電事業者へ供給申し込みを行う際に「送配電の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、再生可能エネルギー電気を送配電が弊社に卸供給することについて承諾する」といった内容の書類を提出する必要があるとございます。承諾書の提出についてご対応いただけますでしょうか。	対応可能です。
10	8/20	【低圧地点の供給開始日について】 契約書第7条第2項にて「電力量計の検針日は、第5条に規定する電圧が特別高圧又は高圧の場合は毎月1日、低圧の場合は一般送配電事業者があらかじめ定めた日とし、毎月の計量値は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間について行うものとする。」とありますが、検針日が1日でない地点についても一律令和8年4月1日午前0時より供給開始されるように一般送配電事業者へ発電量調整供給契約およびFIT特定卸供給契約の申込みを行う認識で問題ないでしょうか。	御認識のとおりです。
11	8/20	【固定プレミアム料金の支払い日程について】 契約書第11条第1項にて「甲及び乙は、毎月月初に前月分の料金を算定の上、必要な事項をお互いに確認するものとする。」、同条第2項にて「甲は、前条によって算定される固定プレミアム料金を検針日の翌月10日（以下「請求期日」という。）までに乙に請求し、乙は、同月の末日（以下「支払期日」という。）までに支払うものとする。」とあります。 上記から、特別高圧又は高圧の発電実績が月初に確定してからまとめて前月分の料金の算定および確認を行い、同月10日までに請求がなされ、同月末日までに支払うという認識で問題ないでしょうか。	契約書案に記載している請求期日、支払期日の考え方については御認識のとおりですが、仕様書10（3）に記載のとおり、固定プレミアム料金の支払い方法については企業局と契約者双方で協議するものとしており、請求期日や支払期日についても、契約書に記載すべき内容を協議の上、定めます。

令和7年8月22日

質問回答書

売払い物件の名称： 渡川発電所ほか4か所F I T特定卸供給			
No.	回答日	質問内容	回答
12	8/22	・ 入札説明書9（2）イについて 契約保証金の免除適用の契約実績について 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とありますが、同じ種類とはF I T特定卸の案件のみとなりますでしょうか。余剰電力の売却案件は対象外でしょうか。	余剰電力の売却案件は、種類をほぼ同じくする可能性があります。入札説明書9（2）イに記載のとおり、履行したことを証明する書面で判断します。